

## 中央市の平成23年度健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、中央市の平成23年度健全化判断比率並びに中央市の公営企業における平成23年度資金不足比率を公表します。

なお、いずれの指標についても昨年度と同様、「早期健全化基準」または「経営健全化基準」を下回っています。

### ○平成23年度健全化判断比率

| 区分       | 中央市   | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —     | 13.71%  | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | —     | 18.71%  | 30.00% |
| 実質公債費比率  | 14.2% | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 63.9% | 350.0%  |        |

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないので「—」表記としています。

各比率が1つでも基準を超えた場合は、財政健全化計画または財政再生計画の策定等が義務付けられます。

### ○平成23年度資金不足比率

| 特別会計の名称      | 中央市 | 経営健全化基準 |
|--------------|-----|---------|
| 上水道事業会計      | —   | 20.0%   |
| 簡易水道事業特別会計   | —   | 20.0%   |
| 下水道事業特別会計    | —   | 20.0%   |
| 農業集落排水事業特別会計 | —   | 20.0%   |
| 土地区画整理事業特別会計 | —   | 20.0%   |
| 工業用地整備事業特別会計 | —   | 20.0%   |

※ 資金不足比率は資金不足額がないので「—」表記としています。

各比率が基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。